

住民監査請求に伴う証拠の提出及び陳述の聴取の取扱基準

監査委員決定

平成17年3月8日

改正 平成23年8月11日

改正 令和2年4月1日

(趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第7項に規定する請求人の証拠の提出（以下「証拠の提出」という。）及び陳述（以下「陳述」という。）の聴取の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(証拠の提出)

第2条 証拠の提出は、監査委員が指定する日までに行わなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

2 証拠の提出は、郵送等によることができるものとする。

(請求人の陳述)

第3条 陳述は、請求人又はその代理人に行わせるものとする。

2 監査委員は、請求人が複数の場合は、請求人が選出した代表者に陳述を行わせることができる。

3 陳述の聴取は、法第242条第1項の規定による請求を受理と決定した日以降、遅滞なく行うものとする。

4 第1項及び第2項の規定により陳述を行う者は、監査委員の指示に従うものとする。

5 陳述の時間は、おおむね20分以内とする。ただし、前項の陳述を行う者が複数の場合は、監査委員は、合計で1時間を超えない範囲で陳述の時間を与えることができる。

(関係職員等の立会い)

第4条 監査委員は、請求人の陳述の聴取を行う場合は、関係のある市長その他の執行機関又は職員（以下「関係職員等」という。）に、立会いの機会を与えることができる。

2 前項の規定により立会いを行う者は、監査委員の指示に従うものとする。

3 監査委員は、関係職員等の立会いにより、請求人の陳述の円滑な運営の支障となるおそれがあると認めるときは、当該立会いを制限することができる。

(関係職員等の陳述)

第5条 監査委員は、関係職員等に陳述を行わせることができる。

2 監査委員は、監査の対象となる部課が複数の場合は、当該部課が選出した代表の関係職員等に陳述を行わせることができる。

3 前2項の規定により陳述を行う者は、監査委員の指示に従うものとする。

4 陳述の時間は、おおむね20分以内とする。ただし、前項の陳述を行う者が複数の場合は、監査委員は、合計で1時間を超えない範囲で陳述の時間を与えることができる。

(請求人の立会い)

第6条 監査委員は、関係職員等の陳述の聴取を行う場合は、請求人又はその代理人に、立会いの機会を与えることができる。

2 請求人が多数で、請求人全員が立会いを行うことができないと認めるときは、監査委員は、当該立会いを行う者の人数を制限することができる。

- 3 第1項の規定により立会いを行う者は、監査委員の指示に従うものとする。
- 4 監査委員は、立会いを行う請求人に対し、関係職員等の陳述に対する意見を文書又は口頭により述べる機会を与えることができる。
- 5 監査委員は、請求人の立会いにより、市の行政運営上支障が生じる等の事情があると認めるときは、請求人の立会いを制限することができる。

(陳述の聴取の中止等)

第7条 陳述を行う者が監査委員の指示に従わず、陳述の聴取の円滑な運営が困難であると認めるときは、監査委員は、陳述の聴取を中止することができる。

- 2 立会いを行う者が監査委員の指示に従わず、陳述の聴取の円滑な運営が困難であると認めるときは、監査委員は、当該者に退場を命ずることができる。

(陳述の公開)

第8条 監査委員は、陳述の聴取に際し、傍聴を認めることができる。

- 2 傍聴をする者(以下「傍聴人」という。)の定員は10人とする。ただし、監査委員が必要と認めるときは、当該定員を増やし、又は減ずることができる。

- 3 傍聴人は、陳述の聴取の当日に、先着順により受け付けるものとする。

(傍聴の禁止)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴をすることができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 凶器の類その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
- (3) プラカード、のぼり、旗その他陳述の聴取を行う場所に持ち込むことが不適当であると認める物品を携帯している者
- (4) はち巻き、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケンの類を着用し、又は携帯している者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、陳述の聴取の円滑な運営を妨げるおそれのある者

(傍聴人の守るべき事項)

第10条 傍聴人は、監査委員の指示に従い、静粛を旨とし、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 陳述に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 放歌、談笑その他騒がしい行為をしないこと。
- (3) 所定の傍聴席以外の場所に立ち入らないこと。
- (4) 監査委員の指示に反する行為をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、陳述の聴取を行う場所の秩序を乱し、又は陳述の聴取の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第11条 監査委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、傍聴人に退場を命ずることができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) 監査委員が陳述の聴取の状況から傍聴がふさわしくないと認めたとき。

(陳述の撮影及び録音)

第12条 監査委員の許可なく、陳述の聴取の状況を撮影し、及び録音してはならない。

(その他)

第13条 この基準に定めのない事項及びこれによりがたい場合については、監査委員の合議により別途決定するものとする。

付 則

この基準は、平成 17 年 3 月 8 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 23 年 8 月 11 日から施行する。

付 則

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。